

【資料1】

大阪市衛生業務支援システム構築及び運用保守業務委託

入札説明書

令和8年5月

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課

次のとおり、大阪市告示第 699 号に係る入札公告に基づく入札等（大阪市衛生業務支援システム構築及び運用保守業務委託）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 8 年 5 月 26 日(火)

2 担当

- (1) 入札担当 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号（大阪市役所 2 階）
大阪市健康局総務部経理課 電話：06-6208-7934
電子メール：kenkei-teishutsu@city.osaka.lg.jp
- (2) 事業・契約担当 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号（大阪市役所 2 階）
大阪市健康局生活衛生部生活衛生課 電話：06-6208-9933
電子メール：fc0006@city.osaka.lg.jp

3 入札に付する事項

- (1) 調達件名：大阪市衛生業務支援システム構築及び運用保守業務委託（以下「本調達」という。）
- (2) 履行場所：本市指定場所
- (3) 契約期間：契約締結日から令和 14 年 12 月 31 日まで
- (4) 業務概要：大阪市衛生業務支援システムに係る環境の構築、機能整備及び運用保守の一式
- (5) 入札方法：入札書は持参又は郵便等（大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 25 条第 2 項に規定する郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）、書留郵便等送付の記録が残る方法によること。
- (6) 発注方式：単体企業
- (7) 入札予定価格：事後公表
- (8) 低入札価格調査：非適用
- (9) 議会の議決：不要
- (10) WTO：適用
- (11) 入札方式：本調達の入札は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 1 項に基づく総合評価一般競争入札を適用する。

4 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き、入札参加資格審査申請書提出期限日現在による。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

- (4) 令和7・8・9年度の本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10 情報処理-01 情報処理-01 システム企画・開発」及び「10 情報処理-01 情報処理-02 システム運用・保守」に登録があること
- なお、令和7・8・9年度の大阪市入札参加有資格者名簿に当該業務委託種目について登録されていない者が、令和8年6月15日（月）までに大阪市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という）を担当（入札説明書2(1)に同じ）に行えば、契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ及び事業・契約担当で当該審査を行い、資格を認められた者は入札に参加することができる（申請の際には、必ずWTO政府調達協定適用入札に係る申請である旨を告げること）
- (5) 業務責任者として従事させる予定の者は次のいずれかの資格を有すること
- ・米国プロジェクトマネジメント協会が認定するPMP（Project Management Professional）試験合格による資格
 - ・（独）情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験合格による資格（プロジェクトマネージャ）
- (6) ISO/IEC27001、27017、27018いずれかの第三者認証を保有していること
- (7) 令和3年以降に、国、都道府県、特別区、政令指定都市において、ノーコード又はローコードツールを活用したシステムの構築業務経験を有すること（履行が完了しているものに限る）
- (8) 「安全安心な生活衛生・医事衛生の確保に向けた監視指導DX推進事業に係る業務改善コンサルティング業務委託」及び「令和8年度大阪市衛生業務支援システム構築に係る調達支援及び工程管理支援業務委託」の受注者（本市から再委託等の承諾を得た者も含む）並びにその関連事業者に該当しないこと
- なお、その関連事業者とは、次のアからコのいずれかに該当する場合をいう（以下「関連事業者」という）
- ア 会社法に規定する親会社（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう）及び子会社（同条第3号の2に規定する子会社等をいう）、同一の親会社をもつ会社の場合
- イ 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- なお、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ）の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう）である場合を除く
- ウ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という）を現に兼ねている場合
- エ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- オ 組合とその組合員の場合
- カ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- キ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合
- ク 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
- ケ 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合
- コ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

5 関係会社の参加制限

本入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない

(1) 資本関係が以下のいずれかに該当する2者の場合

ア 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係が以下のいずれかに該当する2者の場合

ただし、アについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう）である場合を除く

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く

A 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

B 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

C 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

D 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) 以下のいずれかに該当する2者の場合

ア 組合とその組合員

イ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

ウ 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合

(4) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1)から(3)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

6 入札説明書等の交付

(1) 交付場所

大阪市ホームページ上及び2(1)の担当

(2) 交付期間

令和8年5月26日(火)から令和8年6月24日(水)午後5時まで

ただし、2(1)の担当における交付については、大阪市の休日を定める条例(平成3年大阪市条例第42号)第1条に掲げる本市の休日(以下「休日」という。)を除く。また、午前9時から午後5時までの間(ただし、午後0時15分から午後1時までの間を除く。)とする。

(3) 交付資料

- ・資料1 入札説明書
- ・資料2 業務委託仕様書
- ・資料2 別紙1「システム構築スケジュール(案)」
- ・資料2 別紙2「現行業務一覧」
- ・資料2 別紙3「業務概要説明書」
- ・資料2 別紙9「公正な職務に関する特記仕様書」
- ・資料2 別紙10「生成AI利用に関する特記仕様書」
- ・資料3 業務委託契約書(案)
- ・資料3 別紙「著作権に関する特約条項」
- ・資料4 提案書作成要領
- ・資料5 落札者決定基準
- ・資料5 別紙「提案書評価表」
- ・様式1 総合評価一般競争入札参加申請書
- ・様式2 関係資料の貸与依頼書
- ・様式3 総合評価一般競争入札参加資格審査申請書
- ・様式4 入札参加資格審査申請書(誓約書・委任状)
- ・様式5 資本関係・人的関係等に関する調書
- ・様式6 事業者業務実績及び資格取得状況調書
- ・様式7 業務責任者資格取得状況調書
- ・様式8 仕様書等に関する質問票
- ・様式9 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書
- ・様式10 入札辞退届
- ・様式11 クラウドサービスに関する第三者認証調書
- ・様式12 実績調書(契約保証金免除申請用)

※資料2 別紙4～8は貸与資料のため、「7 関係資料の貸与」を確認のうえ、貸与依頼を行うこと。

(4) 費用:無償

7 関係資料の貸与

関係資料については、希望者にのみ貸与する。

(1) 貸与資料

- ・資料2 別紙4「機能要件一覧_事業共通」(提案書添付様式)
- ・資料2 別紙4「機能要件一覧_各事業別」(提案書添付様式)
- ・資料2 別紙5「帳票一覧」
- ・資料2 別紙6「連携一覧」
- ・資料2 別紙7「大阪市共通公文書管理サービスとの連携について」
- ・資料2 別紙8「現行システム保有情報一覧」
- ・大阪市衛生業務支援システム構築及び運用保守に係る検討資料・関係資料一式

(2) 貸与方法

入札担当(2(1)に同じ)あて、様式1「総合評価一般競争入札参加申請書」及び様式2「関係資料の貸与依頼書」を提出すること。

- ・電子メールによる提出は、件名を「【資料貸与依頼】大阪市衛生業務支援システム構築及び運用保守業務委託」として送信のうえ、電話で受信確認(休日を除く午前9時から午後5時までの間(午後0時15分から午後1時までの間を除く。))とする。以下同じ。)を行うこと。
- ・郵便等による提出は、書留郵便等送付の記録が残る方法によること。
- ・持参による提出は、休日を除く午前9時から午後5時までの間(午後0時15分から午後1時までの間を除く。))とする。

(3) 受付期間

6(2)に同じ

(4) 貸与場所

入札担当(2(1)に同じ)

(5) 貸与期間

令和8年7月21日(火)まで

(6) 費用:無償

(7) 返却方法(廃棄方法)

様式2「関係資料の貸与依頼書」の遵守事項に基づき、貸与期間終了までに適切な方法によりデータを廃棄すること。また、入札参加資格審査申請後の資格審査において参加が認められない場合又は入札を辞退する場合は、上記の貸与期間終了を待たず、その事実が発生した時点でデータを廃棄し、廃棄が完了した旨を大阪市へ文書(任意様式)で報告すること。

8 調達仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問方法

質問は、様式8「仕様書等に関する質問票」に記載し、担当(2(1)に同じ)あて電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「【質問】大阪市衛生業務支援システム構築及び運用保守業務委託」とすること。

(2) 受付期間

令和8年5月26日(火)から令和8年6月9日(火)の午後5時までの間とする。なお、受付期間終了後の質問については受け付けない。また、送信後必ず担当(2(1)に同じ)へ電話で受信確認を行うこと。

(3) 回答方法

回答は、大阪市健康局ホームページの当該公告本文内に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。質問に対する回答の他、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札書の提出までに内容を確認すること。

(4) 掲載期間

令和8年6月19日(金)から令和8年7月21日(火)まで

9 入札参加資格審査申請書の提出

(1) 申請書類

入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 様式3 総合評価一般競争入札参加資格審査申請書

イ 様式4 入札参加資格審査申請書(誓約書・委任状)

(大阪市入札参加有資格者名簿の指定種目に登録されていない者が申請する場合のみ)

ウ 様式5 資本関係・人的関係等に関する調書

エ 様式6 事業者業務実績及び資格取得状況調書

オ 事業者業務実績となる契約書等の写し

カ ISO/IEC27001、27017、27018いずれかの第三者認証に関する認定証等の写し

キ 様式7 業務責任者資格取得状況調書

ク 業務責任者の取得資格に関する合格証書等の写し

(2) 申請期間

6(2)に同じ

ただし、4 入札参加資格(4)なお書き記載の資格審査申請を行う場合は、申請期限が異なるので注意すること。

(3) 申請方法

入札担当(2(1)に同じ)あて、持参又は郵便等により提出すること。

なお、郵便等による提出は、書留郵便等送付の記録が残る方法によることとし、持参による提出は、休日を除く午前9時から午後5時30分までの間(午後0時15分から午後1時までの間を除く。)とする。

10 入札参加資格審査結果の通知

(1) 通知日：令和8年7月1日(水)

(2) 通知方法：書面により通知する。

なお、入札参加資格を認めない申請者には、理由を付して通知する。

11 入札書の交付

入札参加資格を認めた者には、「10 入札参加資格審査結果の通知」時に入札書を同封する。

12 入札参加資格を認めなかった旨の通知を受けた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を認めなかった旨の通知を受けた者は、その理由について次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和8年7月8日(水)午後5時まで

郵便等により提出する場合は、令和8年7月7日(火)午後5時までに必着のこと。

イ 提出先：2(1)の担当あて

ウ 提出方法：様式9「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書」に必要事項を記載のうえ、電子メール、持参又は郵便等により提出すること。なお、電子メールの件名は「【入札参加資格説明要求】大阪市衛生業務支援システム構築及び運用保守業務委託」とすること。

- (2) 回答については、令和8年7月16日(木)までに書面により回答する。

13 提案書に関する事項

- (1) 提案書提出日時及び場所

ア 日時：令和8年7月1日(水)から令和8年7月21日(火)午後5時まで

イ 場所：入札担当(2(1)に同じ)

ウ 郵便等による提出の場合は、担当(2(1)に同じ)あてに、令和8年7月17日(金)午後5時まで(必着)に書留郵便等送付の記録が残る方法により送付すること。封筒に「大阪市衛生業務支援システム構築及び運用保守業務委託 提案書在中」と朱書きのうえ「親展」として送付すること。

- (2) 提案書の記載内容

提案書の記載内容・要領については、資料4「提案書作成要領」に基づくこと。

なお、正本の表面には、入札参加者の商号又は名称及び標題「大阪市衛生業務支援システム構築及び運用保守業務委託」を記載し、副本の表面には、標題「大阪市衛生業務支援システム構築及び運用保守業務委託」のみを記載すること。

- (3) 提出書類

提案書については、次のものを必要部数作成し、あわせて電子媒体も作成すること。

ア 提案書(補足資料含む)：正本1部(袋綴じ)、副本10部

イ 提案書のデータを記録した電子媒体：正本1部、副本1部(追記不可としたCD-R又はDVD-R)

- (4) 提案書の拘束力

採用された提案書については、契約書に添付するため、記載されている事項の実施を前提とすること。採用された提案書に係る変更は、原則として行わない。

- (5) 提案書の取扱い

ア 提出された提案書は、関係法令等に定めがある場合を除き、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。ただし、落札者の提案内容については、他者に比べ優位な点を公表することがある。

イ 提出された提案書は返却しない。なお、提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提出者が負う。

(6) プレゼンテーション

入札参加者は、次のとおり提案書（補足資料含む。）の内容についてプレゼンテーションを行い、本市からの質問に応答すること。また、プレゼンテーションでは、事前録画したデモ動画を流すことを可能とする。動画を流した場合は、その動画をプレゼンテーション後に提出すること。ただし、動画は評価の対象としない。

なお、業務責任者として従事させる予定の者が参加すること。随行は3名までとする。

プレゼンテーションの実施要否は提案書の内容により決定するが、入札参加者は実施の有無を問わず準備しておくこと。

プレゼンテーションの実施は、令和8年7月22日（水）以降、順次、担当（2(1)に同じ）から書面等により日時・場所等を連絡するので、必ず連絡が取れるようにしておくこと。

- ア 実施日時：令和8年7月30日（木）・31日（金）・8月3日（月）のいずれかの日の午前9時から午後5時30分までの間において本市が指定する時間。
ただし、指定した時間でのプレゼンテーションが困難な場合は、本市と十分に調整を行い対応すること。
- イ 実施方法：対面により実施することとし、詳細は実施日時とあわせて通知する。
- ウ 実施時間：1入札参加者あたり約60分とする（提案書等の説明40分（デモ動画を含む）、質疑応答20分）。
- エ 実施場所：実施日時とあわせて通知する。

14 入札執行日時及び入札書の提出方法

入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。よって、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とする。

入札書には、入札金額等、必要な事項を正確に記載し、提出の際には内容をよく確認したうえで入札書提出期限までに提出すること。

なお、一旦提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回はすることができない。

(1) 持参により入札する場合

ア 入札執行日時

令和8年8月24日（月）午前10時30分から午前11時までに、指定された入札箱に投函すること。

イ 入札場所

大阪市健康局総務課管理会議室2（大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階）

(2) 郵便等により入札する場合

ア 提出期間

令和8年8月20日（木）午後5時までに入札担当（2(1)に同じ）に必着のこと。

イ 提出方法

二重封筒を用いて、表封筒に調達件名を記載のうえ「入札書一式在中」と朱書し、内封筒には「入札書」と記載して、提出期限までに書留郵便等送付の記録が残る方法により送付すること。

ウ 提出先

入札担当（2(1)に同じ）

(3) 入札方法

ア 入札書には、日付、所在地、商号又は名称及び代表者氏名又は受任者氏名を記入のうえ、代表者印又は受任者印（使用印鑑届出書で届け出た印）を必ず押印すること。

なお、記名押印は、個人については本人が、法人については代表者が、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が行うこと。

イ 入札は、本人又はその代理人が行うこと。代理人が入札をする場合は、入札時に委任状を提出すること。

ウ 入札書は、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（本業務に要する一切の諸経費を含めた金額）の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

15 開札の日時及び場所

(1) 日時及び場所

入札終了後、直ちに 14(1)イにおいて行う。

(2) 開札に関する事項

開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(3) 再度入札

開札の結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者がいないときには再度入札を行うことがある。なお、再度入札の方法については、2(1)の担当の指示に従うこと（原則、再度入札書を交付して、直ちに再度入札を行う。このため、当初入札に使用した印鑑が必要となるが、持参できないときは委任状を提出のうえ代理人印による入札を行う必要がある。）再度入札に参加できない場合は辞退したものとみなす。

再度入札の開札は、入札終了後、直ちに行う。

16 評価結果の公表

(1) 日時(予定)

令和 8 年 8 月 24 日(月)午前 11 時 30 分 (予定)

(2) 場所

大阪市健康局（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所 2 階）及び大阪市ホームページ（準備が整い次第）

17 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格を認められなかった者

- (2) 入札参加資格を認められた者で、入札参加資格の審査結果の通知時より開札時までの間において、「4 入札参加資格」の要件を満たさなくなった者

18 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 大阪市契約規則第 28 条第 1 項の規定に該当する入札
- (2) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (4) 再度入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札
- (5) 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (6) 落札者決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札
- (7) 関係会社の参加制限に該当する 2 者がしたそれぞれの入札

19 総合評価一般競争入札について

(1) 落札者の決定方法等

落札者の決定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価である「技術評価点」に入札価格の評価である「価格評価点」を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内において入札があった者のうち、合計点である「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

ア 落札者決定基準

資料 5 「落札者決定基準」のとおり

イ 落札者とししない場合

- (ア) 提案書提出日から落札者決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合
- (イ) 「技術評価点」に係る大項目「その他」中項目「追加提案」小項目「追加提案」の評価項目を除く各評価項目において、小項目に一つでも「0点」評価がある場合。
- (ウ) 「技術評価点」が 450 点未満である場合

ウ 落札者が契約しない場合の対応

落札者が契約を締結しないときは、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。

(2) 落札者の公表等

入札結果については、大阪市健康局ホームページにおいて後日公表する。

(3) 提案内容の担保

ア 受注者は、提出した提案書に基づき履行しなければならない。また、提案書に係る変更は、原則として行わない。

イ 受注者は提案書の内容について、履行の義務を負う。受注者の責めにより提案内容について履行できなかった場合は、受注者は再度の履行の義務を負う。再度の履行が困難あるいは合理的でない場合は違約金の請求等を行う。

なお、違約金が発生する場合において、発注者に発生した損害が違約金額を超える場合には、受注者は発注者に対し、その差額に相当する損害についても賠償の責めを負うものとする。

(4) 提案上の留意事項

提案書を含む一切の提出書類に虚偽の記載をした者は、虚偽記載として大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行うことがある。また、虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

(5) 実施上の留意事項

提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とし、入札の中止・取止めがあった場合においても同様とする。

(6) 評価結果に対する評価理由の説明請求

入札参加者は、当該入札参加者本人における技術提案等の評価の理由について、書面により説明を求めることができる。

ア 申立て先

入札担当（2(1)と同じ）

イ 申立て期間

評価結果等の公表があった日の翌日から起算して14日（「休日」を除く。）以内

ウ 申立て方法

電子メール、持参又は郵便等により提出すること。

20 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上）：免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、大阪市契約規則第21条第2項により落札金額の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上納付）：要

ただし、政府公債、大阪市債等の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

ア 契約金額が500万円未満であるとき

イ 落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められるとき（様式12「実績調書(契約保証金免除申請用)」の申請に基づき審査する。）

ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。

ウ 落札者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき

(4) 保証人：不要

21 入札の中止

次の事項が生じた場合には、入札を中止することがある。なお、これらにおける損害は、入札参加者の負担とする。

- (1) 入札参加者がなかった場合
- (2) 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき
- (3) 入札前において、天災・地変その他やむを得ない事由が生じたとき
- (4) その他やむを得ない理由があるとき

22 入札の辞退

入札参加者は、入札を辞退することができるが、辞退する場合、入札執行日時までに、様式10「入札辞退届」を提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

23 契約の締結

本調達については、落札者決定後、契約を締結する。

24 落札の取り消し

発注者は、落札決定から本契約締結までの間において、落札者が次のいずれかに該当した場合、落札の取消しをし、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。

- (1) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合
- (2) 大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるとき

25 契約条項を示す場所

大阪市ホームページ上及び2(1)の担当とする。

26 実施上の留意事項

- (1) 提出された入札参加資格審査資料等は、法令等に定めがある場合を除き、総合評価一般競争入札にかかる手続き及び同入札に関する調査以外に使用することはない。また、返却しない。
- (2) 審査の経緯は原則として非公開とする。
- (3) 交付資料について、本市の許可を得ることなく無断で使用することを認めないものとする。
- (4) 入札にあたっては質問期間を設けており、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

27 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る

- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 本調達に関する契約条項については、資料3「業務委託契約書（案）」及び資料3別紙「著作権に関する特約条項」のとおりである。
- なお、落札者と契約を結ぶ場合の契約条件については、資料2「業務委託仕様書」に加えて受注者が提出した提案書及び本市指定様式のとおりとし、詳細については契約時に定める。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は 2(1)の担当とする。
- (5) 入札参加者が提出した電子媒体のウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、当該入札参加者と再提出方法について協議する。
- (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (7) この入札説明書に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。
- (8) 本市入札関係規程は、「大阪市電子調達システム」>「各種資料・ダウンロード」>「入札制度に関わる資料」>「大阪市契約関係規程」に掲載する。
- (9) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）及び大阪市契約規則の定めるところによる。
- (10) 「安全安心な生活衛生・医事衛生の確保に向けた監視指導DX推進事業に係る業務改善コンサルティング業務委託」及び「令和8年度大阪市衛生業務支援システム構築に係る調達支援及び工程管理支援業務委託」の受注者及びその関連業者は、本調達の受注者からの再委託等の委託先として本市は承諾しないものとする。
- (11) 落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった落札者または契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。
- (12) この入札において独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。